

令和6年村上市議会第4回臨時会会議録（第1号）

○議事日程 第1号

令和6年10月21日（月曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 議第100号 専決処分の承認を求めることについて
議第101号 専決処分の承認を求めることについて
 - 第 5 議第102号 荒川総合体育館耐震改修及び大規模改修（建築）工事の工事請負契約の締結について
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

| | | | |
|-----|-------------|-----|-------------|
| 1番 | 魚 野 ル ミ 君 | 2番 | 佐 藤 憲 昭 君 |
| 3番 | 野 村 美 佐 子 君 | 4番 | 富 樫 光 七 君 |
| 5番 | 上 村 正 朗 君 | 6番 | 菅 井 晋 一 君 |
| 7番 | 富 樫 雅 男 君 | 8番 | 高 田 晃 君 |
| 9番 | 小 杉 武 仁 君 | 10番 | 河 村 幸 雄 君 |
| 11番 | 渡 辺 昌 君 | 12番 | 尾 形 修 平 君 |
| 13番 | 鈴 木 一 之 君 | 14番 | 鈴 木 い せ 子 君 |
| 15番 | 川 村 敏 晴 君 | 16番 | 姫 路 敏 君 |
| 17番 | 長 谷 川 孝 君 | 18番 | 大 滝 国 吉 君 |
| 19番 | 山 田 勉 君 | 20番 | 三 田 敏 秋 君 |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

| | |
|-------|-----------|
| 市 長 | 高 橋 邦 芳 君 |
| 副 市 長 | 大 滝 敏 文 君 |
| 教 育 長 | 遠 藤 友 春 君 |

| | | | |
|-----------|-------|-------|---|
| 政 策 監 | 須 賀 | 光 利 | 君 |
| 総務課長 | 長 谷 部 | 俊 一 | 君 |
| 財政課長 | 榎 本 | 治 生 | 君 |
| 企画戦略課長 | 山 田 | 美 和 子 | 君 |
| 税務課長 | 永 田 | 満 幸 | 君 |
| 市民課長 | 小 川 | 一 正 | 君 |
| 環境課長 | 阿 部 | 和 昭 | 君 |
| 保健医療課長 | 押 切 | 淳 美 | 君 |
| 介護高齢課長 | 志 田 | 淳 一 | 君 |
| 福祉課長 | 太 田 | 秀 哉 | 君 |
| こども課長 | 山 田 | 昌 実 | 君 |
| 農林水産課長 | 小 川 | 良 和 | 君 |
| 地域経済振興課長 | 富 樫 | 充 徳 | 君 |
| 観光課長 | 田 中 | 章 民 | 君 |
| 建設課長 | 須 貝 | 敏 雄 | 君 |
| 都市計画課長 | 大 西 | 和 敏 | 君 |
| 上下水道課長 | 大 垣 | 秀 豊 | 君 |
| 会計管理者 | 大 滝 | 雄 大 | 君 |
| 農業委員会事務局長 | 高 橋 | 俊 彦 | 君 |
| 選管・監査事務局長 | 木 村 | 一 智 | 君 |
| 消防長 | 田 中 | 智 祐 | 君 |
| 学校教育課長 | 小 川 | 智 祐 | 君 |
| 生涯学習課長 | 平 山 | 智 祐 | 君 |
| 荒川支所長 | 平 田 | 智 枝 子 | 君 |
| 神林支所長 | 瀬 賀 | 忠 豪 | 君 |
| 朝日支所長 | 五 十 嵐 | 忠 幸 | 君 |
| 山北支所長 | 大 滝 | き く み | 君 |

○事務局職員出席者

| | |
|--------|---------|
| 事務局 長 | 内 山 治 夫 |
| 事務局 次長 | 鈴 木 涉 |

航 山 中 記 書

午前10時00分 開 会

○議長（三田敏秋君） 皆様、おはようございます。ただいまの出席議員数は19名です。遅参の者1名で、菅井晋一君からは通院のため、遅参する旨の届出がありましたので、お知らせをいたします。定足数に達しておりますので、これから令和6年第4回臨時会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、3番、野村美佐子さん、14番、鈴木いせ子さんを指名いたします。御了承を願います。

日程第2 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る10月11日、議会運営委員会を開き、御協議をいただいた結果、本日1日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

初めに、村上祭屋台修理事業に係る国庫補助金の申請誤りにつきまして御報告をいたします。令和6年度国庫補助事業である村上祭屋台修理事業において、令和5年度から実施している長井町屋台の車輪及び芯棒の復元新調につきまして、修理工程に変更が生じたため、文化庁への補助変更申請手続が必要となっておりました。しかしながら、補助変更申請に係る事務を適正に執行していなかったことから、国庫補助金74万9,000円が事業主体となる村上まつり保存会に交付されないという事態を生じさせることとなりました。国の重要無形民俗文化財である村上祭の屋台行事を構成する屋台の修理に係る事業であり、現在ユネスコの世界文化遺産への追加登録の候補となっている屋

台修理事業でありますので、屋台修理事業に支障が生じることがあってはならないと判断をし、不交付となった不足する国庫補助金74万9,000円につきましては、交付先である村上まつり保存会へ生じさせた損害の賠償金として支払うことといたしたいと考えているところであります。改めて、本賠償金に係る議案につきましては、本年第4回定例会に御提案をさせていただく予定といたしております。

また、国庫補助金の交付が決定した場合、その交付額に付け足しとして市の補助金を交付しているわけではありますが、そのかさ上げ部分の交付を予定していた市の補助金44万9,000円につきましても同様の取扱いとし、交付先である長井町区へ生じさせた損害の賠償金として支払うことといたしております。これにつきましては、50万円以下の損害賠償であり、議会の委任事項であることから、準備が整い次第専決処分をした上で、本年第4回定例会に御報告申し上げる予定といたしております。

このたびの件につきましては、村上まつり保存会並びに修理を行う長井町区に瑕疵はなく、本市が補助事業の変更手続を怠ったことによるものであり、関係者の皆様に深くおわびを申し上げる次第であります。今回の事案を受け、改めて国・県による補助事業はもちろんでありますが、事務全般にわたって適正に執行されているか確認を行うよう指示をいたしたところでありますが、二度とこのようなことがないように再発防止対策を徹底してまいります。

次に、9月20日からの大雨に関する被害の状況につきまして御報告を申し上げます。令和6年9月19日から23日にかけて前線が新潟県付近に停滞した影響により、市内においては9月20日から断続的に激しい降雨がありました。これにより、市内の広範囲で被害があったところでありますが、その経過につきましては第3回定例会最終日の諸般の報告で議会に御報告を申し上げたところであります。

なお、JR羽越本線の村上駅から間島駅の間において線路の道床流出が発生した区間の不通については、市民をはじめ通勤・通学に羽越本線を利用する方々に御不便をおかけすることとなり、本市といたしましてはJR東日本新潟支社に対して、早急に復旧するよう緊急要望を行ったところであります。JR東日本新潟支社では、当初3週間程度の復旧期間を要すると公表していたところでありますが、結果、約2週間で復旧を終え、在来線が10月5日に、特急が翌日、10月6日にそれぞれ通常運行に回復をいたしたところであります。

改めて、本市の被災状況についてであります。被害の状況が明らかとなってまいりましたので、現時点での状況について御報告を申し上げます。現在までに被害報告のありました件数は165件に上っております。被害は、取水施設や圃場などにおける農業施設の被害報告が71件と最も多くなっており、朝日地域笹平地内の山の花頭首工の河床洗掘や松岡地内の上河原頭首工の固定堰の崩壊をはじめ、取水施設や用排水路の閉塞などの被害を確認をいたしております。

林道における被害報告も44件となっており、林道柏尾猿沢線の猿沢地内の路肩が20メートルにわ

たり崩落したほか、市内各所の林道でのり面の崩落や路面洗掘、土砂等の流出による被害を確認をいたしております。

市道等につきましては31件の被害報告がされており、神林地域の市道下助湊七湊線において、のり面からの土圧により路側帯部分が大きく隆起したほか、山北地域の市道カリヤス線では16メートルにわたりのり面が崩壊するなど、各所でのり面や路肩の崩落、側溝の閉塞などの被害を確認をいたしております。

普通河川及び準用河川においては13件の被害報告があり、神林地域南大平地内の石川護岸の背面土砂が増水により流出したほか、朝日地域板屋越地内の寺小路川に土砂が堆積するなど、増水に伴う護岸の破損や土砂、流木の堆積を確認をいたしたところであります。

このほか、市管理施設においても村上地域のいこいの森児童公園内の芝生部分の一部が雨により陥没したほか、強い雨による浸水など、合わせて6件の被害を確認をいたしているところであります。

9月20日から23日までの総雨量は、朝日地域三面で346ミリ、村上地域三之町で329ミリに達し、9月の1か月分の平均雨量の約1.8倍の降雨が僅か4日間で降ったこととなります。この雨により受けた被害は甚大でありましたが、幸いこれまでに人身及び住宅等への被害報告はなく、改めて安堵いたしている次第であります。9月20日からの大雨に伴う災害については、激甚災害に指定する見込みであると国から発表されているところではありますが、被害のあった箇所につきましては準備が整い次第速やかに復旧に向けた作業を進めることといたしており、特に被害の大きい農業施設につきましても、来年の作付等に影響がないよう、一刻も早い復旧に向け取り組んでまいります。なお、このたびの9月20日からの大雨による被災箇所の災害復旧に係る経費については、復旧作業を直ちにスタートさせることとして、本年9月30日に補正予算を専決処分とし、本日議会に御提案をいたしたところであります。

次に、クマ出没警戒警報の発表につきまして御報告をいたします。新潟県内でツキノワグマによる5例目の人身被害が妙高市で発生したことに伴い、今月、10月6日付で県からクマ出没警戒警報が発表されました。本年は、熊の餌となるブナの実が県全体では不作となっていることから、冬眠前の熊が餌を求め人里近くへ出没する可能性が高いことや、例年9月から11月にかけて人身被害が最も多く発生していることから、11月末までの期間を定め、警戒を強めているところであります。令和2年11月には本市でも熊による人身被害が発生しているほか、これまでも冬眠の準備に入るこれからの時期には住宅の近くでの目撃情報が増える傾向にあります。市民の皆様には、早朝や夜間の外出について十分留意されるようお願いをいたしますとともに、熊の餌となるものを家の外に置かない、柿の実などはそのままにせず収穫するなど、管理を適切に行っていただくようお願いをいたします。本市といたしましては、むらかみ情報ナビやSNSなどを通じて情報提供と注意喚起を行うなど、事故や被害の防止に努めてまいります。

以上、御報告いたします。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 諸般の報告で長井町の補助金の件なのですが、今市長の説明だと、12月の議会で74万9,000円というのを補正かけると。その前にもう一つ何か、四十何万円とかって言われていましたけれども、それちょっともう一回よく説明してもらいたいのですが。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（平山祐子君） 今回の賠償金につきましては、本来村上まつり保存会が補助金としてもらうべき金額74万9,000円と、付け足しで市から補助金が出されております。そちらのほうの44万9,000円を賠償金としてお支払いするというものでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） その44万9,000円というのが本来出す金額だったということでもいいのかな。ちょっとその辺よく。

○議長（三田敏秋君） 国の補助金が七十何万何がして、それに対して市が四十何万円付け足しする部分があるということだね。

もう一度、では生涯学習課長。

○生涯学習課長（平山祐子君） 対象事業費の50%を国の補助金として、同じく対象事業費の30%を市の補助金としてお支払いするということですので、今回併せて、それぞれ支払い先は変わってきますけれども、50%分を村上まつり保存会へ、30%分を長井町区へお支払いをするというものでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 議長にお願いなのですが、こういったような部分って諸般の報告で流れていってしまって、質疑なければそれでよしになってしまう場合があると思うので、書面でしっかりと議会のほうにお願いしたいのです。そういう負担割合とかなんとかというのも含めて。もう聞くまで分からないのではないですか。

それともう一つは、市長にも言いたいのは、聞きたいのは、新潟日報だったっけ、あれ新聞紙上で初めて聞いてくる、議会としてみれば分かる話であって、やっぱり機会ある、全員協議会の場とかなんとか設けていただいて、しっかりとやっぱりそこでお話ししていただいて、質疑する場というのがあっていいと思うのです。この議場ではなくても。やっぱりそのぐらいの配慮をしてもらわないと困ると思いますけれども、市長、どうですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 今回の事案につきましては、公表すべき事案だということでプレスのリリースをさせていただいて、その前段、議会のほうにも、こういう形で公表しますということ、御通知

を議長宛て申し上げているところであります。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 最後にですけれども、申し上げておくというか、紙でただ伝わってきただけで、やっぱり説明して、議会との質疑のある場もあってもいいのではないかとことを私は言っているのです。紙出して、こういうことになりましたって、こんなことだけで済むのですか。そうではないですよ、やっぱり。やっぱりちゃんと議会にも説明する場があってもいいのではないですかということを言っているですよ、私は。プレスでやった、そして書いた、議会にも上げたって、では74万9,000円、誰がその責任を持つのですか、それは。そういうことを言っているですよ、私は。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 議員御指摘の部分については、もっともな部分があるというふうに思っておりますので、議会の先例も拝見をさせていただきながら、それに基づきまして議会と協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○16番（姫路 敏君） ということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 5番、上村正朗君。

○5番（上村正朗君） おはようございます。村上祭屋台修理事業に係る国庫補助金の申請誤りについて、ちょっと細かい話になりますが、お聞かせいただきたいと思えます。

教育委員会のほうの10月4日付の村上市教育委員会のプレスリリースの中で、再発防止策ということで、本文のほうに書いてあるのですけれども、保存会、関係町内、国・県との連絡等を密にし、再発防止に努めますと書いてありますけれども、関係機関との連絡、連携を密にするだけでなく、組織内の仕事の在り方もやっぱり今回ちょっと問題があったのかなと思うのですけれども、このプレスリリースだけだと、関係機関との連携だけみたいな形で書いてあるのですけれども、その辺の御認識は、責任者は教育長だと思いますので、教育長のほう、お願いします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 先ほど諸般の報告で申し上げたとおり、この事案発生後直ちに報告がありました。それで、徹底して事務の見直しをするよう私のほうから全庁に指示をしたところであります。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） その市長の指示を受けて、このプレスリリース出されているということですよ。であれば、今市長の御指示どおり、事務の徹底的見直しに努めますというのが当然プレスリリースに私はあってしかるべきだと思いますけれども、そこが載っていないのがどうなのかなという、その市長の御指示をしっかりと受け止めていらっしゃるのかなって、その辺がちょっと心配なのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 今回のこの国庫補助金を結果的に交付できなかったということにつきまして、国庫補助金の申請の方法及び屋台の修理の進捗状況の確認、それが一担当者にもう任せっきりになっていたということが一番の原因だと思っております。要は組織的に随時、適切に管理していなかった、それが原因でしたので、今後、一担当者に任せることなく、組織を挙げて確認して、慎重に見守っていくということを教育委員会内で確認いたしました。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） 職員は一生懸命、当然ミスのないように、正確な事務に心がけていらっしゃると思います。それでもやはりヒューマンエラーというのは避けられませんので、組織的にどうするかということだと思います。今教育長の御答弁で、そのとおりだなと思っているのですけれども、何回も言いますが、それだったらなぜそれをプレスリリースにしっかり、今教育長がおっしゃったことを書かないのかなと。これがやっぱり独り歩きしますので、組織の中の仕事の在り方、しっかりやっぱり見直して、今度は、情報の共有になるのか、そういうのになるのか分かりませんが、その辺を私は書くべきではないのか。プレスリリースということは市民に対して知らせるということですので、そこをしっかりと書くべきではないのかなと思うのですけれども、そこがなぜ書かれていなかったのか、ちょっとそこをもう一度お聞かせください。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） プレスリリースの文章、文言については慎重に検討したと思っておりますが、結果的に議員のそういう捉えもあると思われまますので、今後、より慎重に検討して、リリースしていきたいと思っております。

○5番（上村正朗君） では、以上で質問終わりますけれども、個人の捉え方ではないと思しますので、その辺しっかりお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

日程第4 議第100号 専決処分の承認を求めることについて

議第101号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議第100号及び議第101号の2議案は、いずれも専決処分の承認を求めることについてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第100号及び議第101号の2議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

この2議案は、いずれも令和6年度村上市一般会計補正予算につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会の御承認を求めらるるものであります。

初めに、議第100号は令和6年度村上市一般会計補正予算（第8号）についてであります。補正予算の内容といたしましては、令和6年9月20日からの大雨による農林業施設及び公共土木施設の災害復旧に係る経費を計上したものであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億2,250万円を追加し、予算の規模を389億1,800万円とするとともに、地方債の補正を行いました。

歳入におきましては、第13款分担金及び負担金で農業施設分担金681万円を、第15款国庫支出金で公共土木施設災害復旧事業費負担金3,000万円を、第16款県支出金では農地農業用施設災害復旧事業費補助金などで1億5,925万円を、第20款繰越金で前年度繰越金1億4,524万円を、第22款市債では農地農業施設災害復旧事業債などで2億8,120万円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第11款災害復旧費で笹平地内及び松岡地内の頭首工の復旧工事費など農地農業施設災害復旧費に3億8,360万円を、林道柏尾猿沢線、林道三条山線の復旧工事費など林道施設災害復旧費に1億830万円を、市道三面2号線、市道カリヤス線の復旧工事費など公共土木施設災害復旧費に1億3,060万円をそれぞれ追加をいたしました。

また、第2条、地方債の補正は災害復旧事業債の限度額を変更いたしました。直ちに災害復旧に着手したいことから、先月の9月30日付で補正予算を専決処分といたしたところであります。

次に、議第101号は令和6年度村上市一般会計補正予算（第9号）についてであります。補正予算の内容といたしましては、衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に要する経費を計上したものであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,040万円を追加し、予算の規模を389億5,840万円といたしました。

歳入におきましては、第16款県支出金で衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事務委託金などで3,929万円を、第20款繰越金で前年度繰越金111万円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第2款総務費で衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査経費4,040万円を追加をいたしました。本年、令和6年10月9日付で衆議院を解散し、同年10月15日公示、10月27日投票日として第50回衆議院議員総選挙が執行されることになったことから、衆議院の解散日と同日の10月9日付で補正予算を専決処分といたしたところであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） では、質疑いたしますが、議第100号の10ページのところを見させていただ

くと、ここにも出てきていますけれども、地方債で2億8,120万円、あと一般財源から1億8,064万円ほど、これは出さないとその金額にならないのですけれども、この一般財源の1億8,064万円は後々国から、あるいは県からの何か手当てとか、そういったことは考えられるわけですか。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（榎本治生君） 現在この補正予算の第8号で一般財源として、前年度繰越金1億4,524万円を投入しております。今回の予算では、農地の災害などで一般財源を想定しているもの多くて、ここの部分膨らんでおるのですけれども、激甚災害に指定されますと、起債の措置、これが優遇されるというようなところもございますので、そういうのも活用しながら、ここの縮減に努めていきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 私の言っていることは、どういうことを言っているかということ、一番上のほうに一般財源が1億4,524万円、それともう一つ、下、公共土木施設災害復旧というので3,540万円ほど、これ2つ合わせると1億8,064万円に、これは一般財源から持ってくるのですよということではないですか。分かる、言っていること。その1億8,064万円は一般財源から入れるのだけれども、これに関して見れば、後々何か県・国のほうから何らかの手段で手当て等がいただけるものなのかということを知っているのです。ないのであれば、ないでいいですし、それはもうしょうがないのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 先ほど私諸般の報告で申し上げたとおり、激甚指定になりました。これ本激なので、全ての事業費についてかさ上げされます。起債充当した部分についても、その措置の部分についても手当てがあります。その内容、その1億8,000万円、一般財源、単費の持ち出しの部分がどのように改善されるかは財政課長から答弁をいたさせます。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（榎本治生君） 特に農地の災害の部分で8,814万円の一般財源、これを入れておりますけれども、このうち、激甚の災害の指定によりまして、一部、今金額的にはちょっと、内容もいろいろありますので、全部起債が入るかどうかというところはちょっと確認できませんが、このうち一部については起債の対象になるものと思われま。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 分かりました。後でよく聞かせてもらいます。ありがとうございます。

それと、今度101号のほうの9ページ、10ページなのですが、国政の選挙とかは、私の感覚で言うと、全て国・県のほうから手当てというか、それがあって、その中で選挙が行われるとは私は思っているのですけれども、この一般財源から出される分、111万円なのですが、これは何かあるのですか。後で戻ってくるとか、何かあるのですか。一般財源出ていますけれども。

○議長（三田敏秋君） 選管・監査事務局長。

○選管・監査事務局長（木村俊彦君） こちら選挙に関する備品の購入に係る部分なのですけれども、こちら法制度の改正によりまして、国から市のほうに入る負担割合が今まで100%だったのですけれども、それが9分の4、市の負担ということに制度が変わりまして、その分が今回市の予算ということで、こちらのほうにのせてございます。

○議長（三田敏秋君） 3問終わった。

○16番（姫路 敏君） 3問ですから、取りあえず終わらせてもらいますけれども、訳分からないので、後でゆっくりと聞かせてください。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 5番、上村正朗君。

○5番（上村正朗君） 今のところの一般財源の措置したところが後でどうなるかというのは非常にやっぱり大事なところだと思いますので、姫路議員に対して個人的に回答するのではなくて、ぜひ分かりやすい資料にして、議員に対して示していただきたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 分かりやすいように情報提供させていただきます。

○5番（上村正朗君） よろしくお願いします。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第100号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第100号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第100号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第101号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第101号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第101号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第4 議第102号 荒川総合体育館耐震改修及び大規模改修（建築）工事の工事請負契約の締結について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議第102号 荒川総合体育館耐震改修及び大規模改修（建築）工事の工事請負契約の締結についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました議第102号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、荒川総合体育館耐震改修及び大規模改修（建築）工事の工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の御議決を求めるものであります。本工事は、荒川総合体育館の耐震性を高めるための耐震改修工事を実施するとともに、屋根改修や外壁補修、アリーナ及び武道場のつり天井の撤去など安全性を確保する改修を行うほか、廊下及びアリーナの床面やトイレの改修など利便性の向上を図る大規模改修工事を実施するものであります。入札に当たっては、令和6年10月3日に市内事業者の特定共同企業体による一般競争入札を執行し、加藤組・横井組特定共同企業体と契約金額3億6,278万円で仮契約を締結したものであります。

また、本契約につきましては、本年第3回定例会で補正予算の御議決をいただきました継続費に基づき締結するものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第102号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第102号は原案のとおり可決されました。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、令和6年第4回臨時会を閉会といたします。

皆様には大変御苦勞さまでございました。

午前10時35分 閉 会